

# 食品関係法令に基づく食品等の回収について

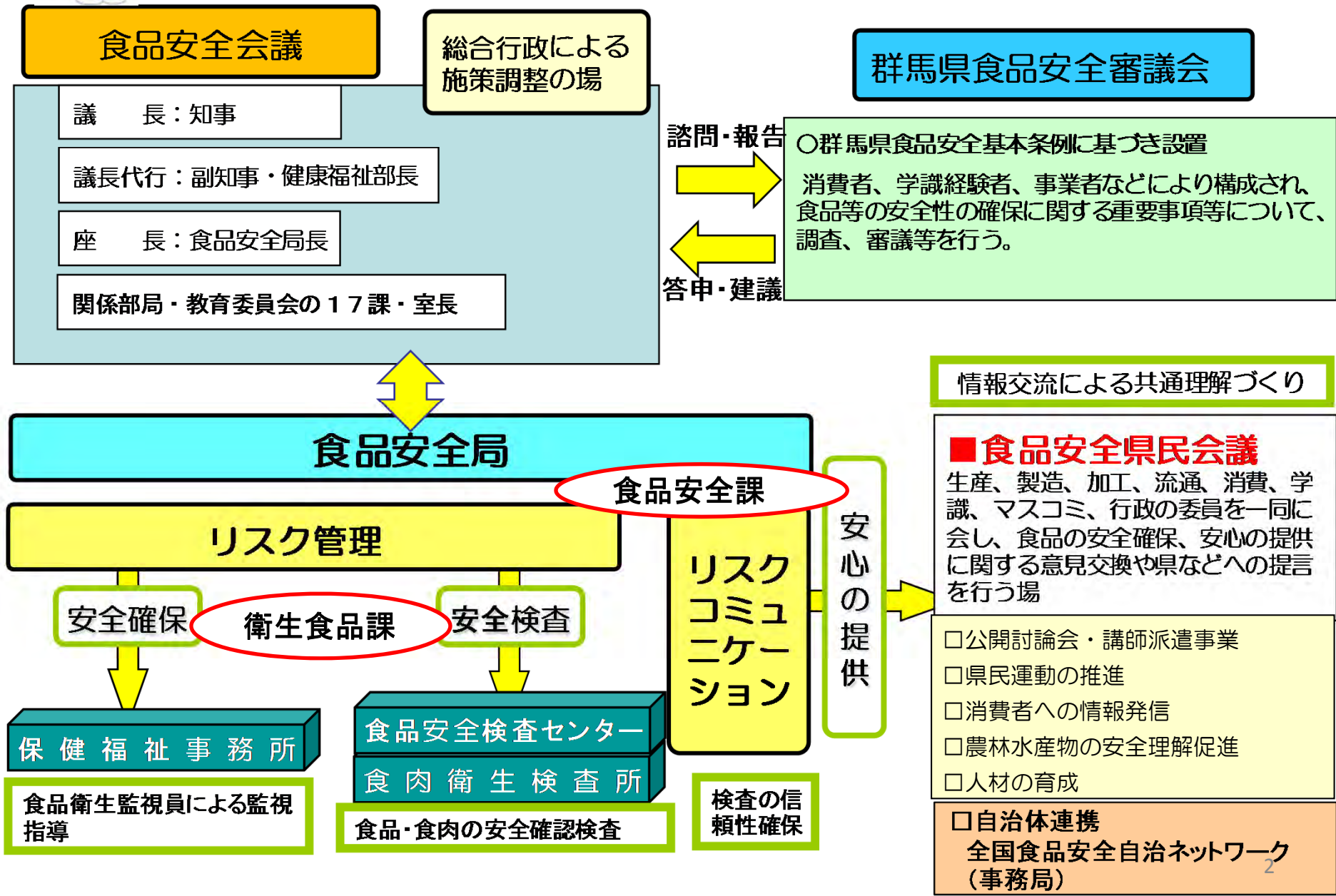
2013年6月20日

群馬県健康福祉部食品安全局



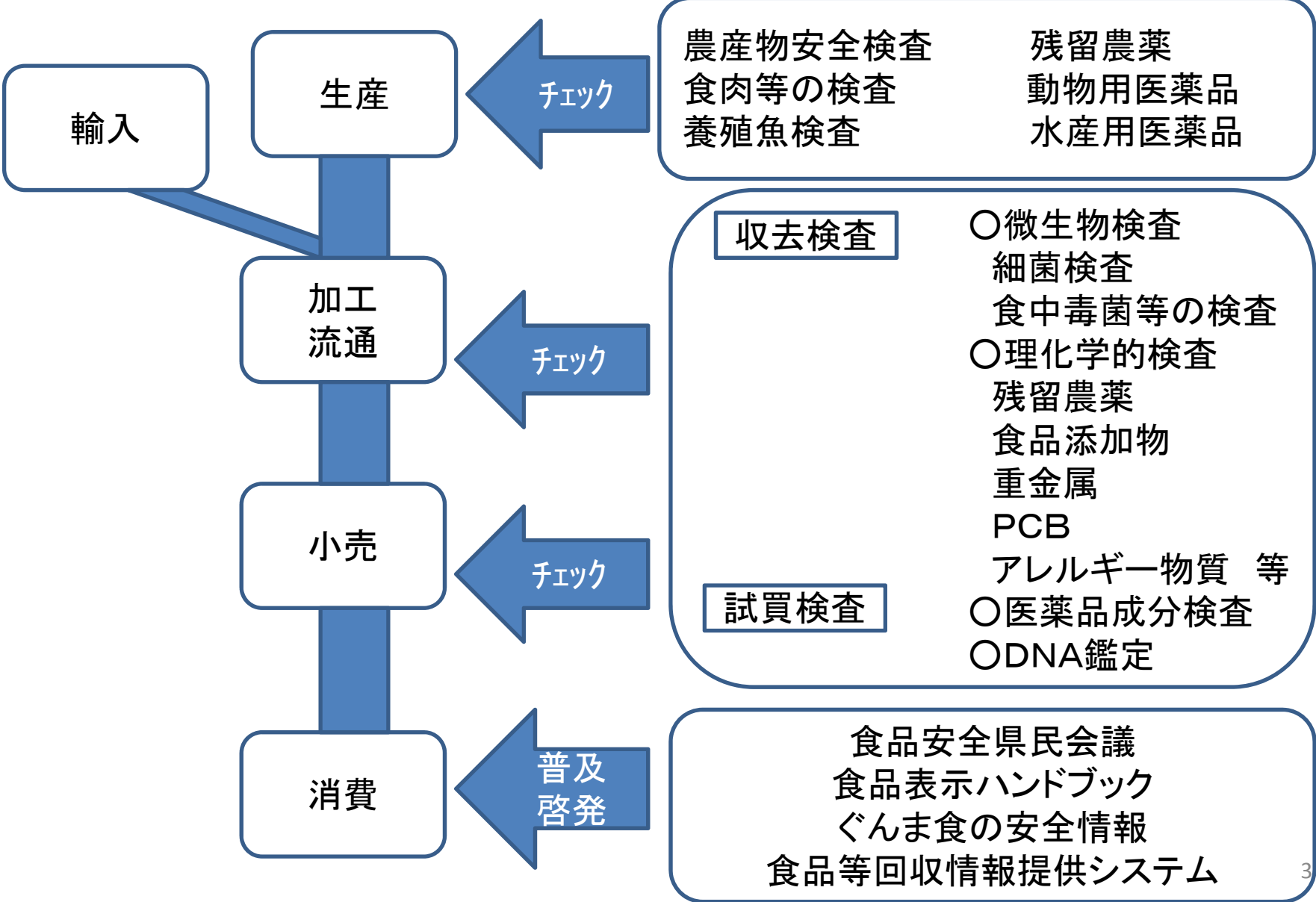


# 群馬県の総合行政推進体制





# 食品供給行程の各段階でのチェック



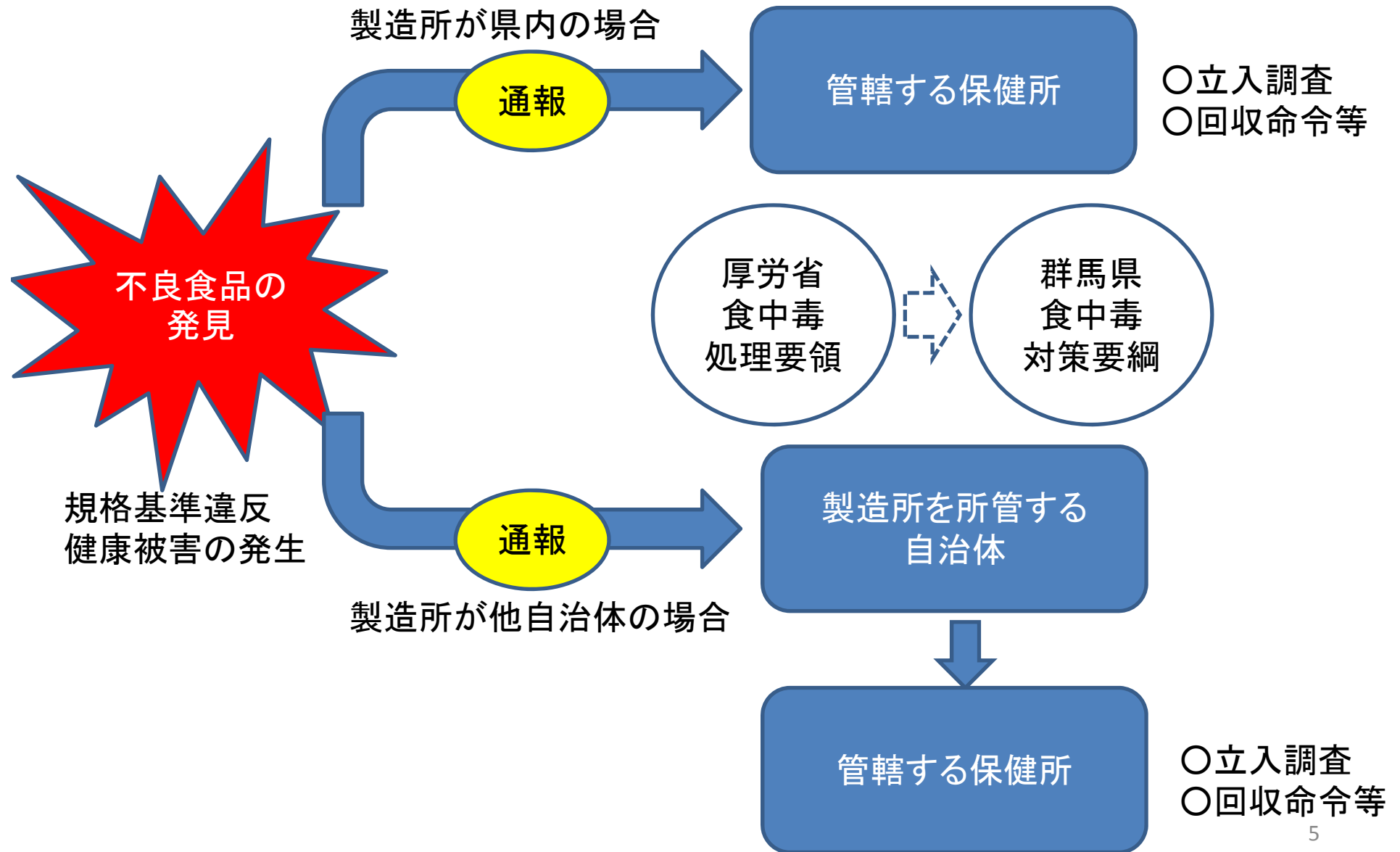


## 食品等の収去検査

収去検査	食品衛生監視員が、食品衛生法第28条第1項に基づき、食品等の衛生・安全性を確認するために行うもの。
検査項目	食品衛生法に基づく規格基準等の検査
検査機関	食品衛生法第29条に基づく食品衛生検査施設 検査の信頼性を確保するためGLPの導入
検査計画	都道府県等は監視指導の実施のために必要な事項について、食品衛生監視指導計画を定めなければならない。(第24条)



# 食品等の回収フローチャート





## 食品等の回収

- 回収命令** 食品衛生法違反に対して行政処分として食品製造者等に科した措置命令に基づくもの。回収状況や回収結果について行政が関与し、事業者は指示に従う責務がある。
- 自主回収** 食品製造者等が食品衛生法違反などに気づき、自主的に流通した食品の回収を行うもの。自主回収を行う旨の報告を行政（保健所）に行うとともに、消費者に積極的な情報提供を行う必要がある。

いずれの場合でも、行政の助言指導を受けて、円滑に実施することが望ましい。



## 食品衛生法違反の行政処分を行うための7つの質問

- ① 採材方法に問題はないか。(ロットを代表しているか。)
- ② 検査方法に問題はないか。
- ③ 検査結果の信頼性はあるか。
- ④ 違反事実の特定はできるか。
- ⑤ 行政処分の相手、ロットの特定、処分内容に問題はないか。
- ⑥ 違反の蓋然性が高い食品の措置に問題はないか
- ⑦ 公表の時期、対応に問題はないか。



## JAS法における表示違反への対応

- JAS法に基づく表示違反に対しては、「指示・命令」(第19条の14)により、対応することが基本  
(農林水産省消費・安全局長通知「JAS法に基づく指示・公表の指針の決定について」による技術的助言)

指示: 表示事項を表示し、又遵守事項を遵守する旨の指示を行う。

命令: 指示に係る措置をとらなかつたときは、その指示に係る措置をとることを命ずる。

- 軽微な違反で、常習性がなく過失による一時的なもので、直ちに改善方策を講じている場合は「指導」としている。

※「改善方策」とは、商品の撤去、自主回収等





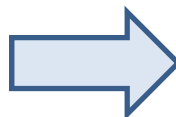
# 消費者(県民)・他機関への情報提供

## 食品衛生法違反の情報提供例

### ①報道機関に情報提供

県庁内記者クラブへの報道提供  
内容により記者会見

報道機関の正しい理解を促進するため、  
「健康被害への影響の面から」  
クラス分類を併用して情報提供



### ②ホームページに掲載

### ③県外等自治体に情報の送付

 各自治体が消費者に対応

## 記者発表例

(「クラス分類」結果の提供方法例)

平成〇年〇月〇日  
食品安全課  
内線：2427

食品検査の結果について

#### 1 検査概要

〇月〇日に市販の加工食品5検体を買ひ上げ、食品添加物について検査を実施した。

検査の結果、1検体について食品衛生法の食品添加物使用基準違反(過量使用)が判明した。管轄自治体へ適切な指導を依頼した。

#### 2 違反品の概要

(1)賞上先 ○○○○

(2)商品名 ○○○○

(3)違反理由 ソルビン酸の過量使用(1.1g/kg検出)

使用基準：1.0g/kg以下

※当該製品を一時的に摂取しても、過量使用は微量なので、人体への影響はありません。

※ソルビン酸は、カビや細菌などの発育を抑制し、食品の保存性をよくする添加物で、食肉製品、みそ、各種漬物、つくだ煮、たれ、つゆ等幅広い食品に使用されています。

#### 3 検査機関

食品安全検査センター

クラス1：当該情報に係る食品等の摂取又は使用等が、重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る場合

クラス2：当該情報に係る食品等の摂取又は使用等が、一時的な健康被害若しくは医学的に治癒可能な健康被害の原因となる可能性があるか、又は重篤な健康被害のおそれはまず考えられない場合

**クラス3** 当該情報に係る食品等の摂取又は使用等が、健康被害の原因となることはまず考えられない場合



# 食品等自主回収システム(群馬県)

平成18年9月1日から運用

パンフレット参照

## 食品等自主回収情報

食品等回収情報  
食品等回収情報提供システム

食品事業者による情報提供を支援

消費者が情報を収集しやすい環境整備

このページでは、群馬県内に流通している食品について、県が回収命令を行った場合及び事業者が自主的に回収を行う場合に、県民の皆様へ当該食品等に関する情報をお知らせします。このページに掲載する情報は主に以下の食品等を対象としています。

1. 県内に流通しており、かつ、消費者に販売されているもの。
2. 回収の原因となった内容が、健康被害を及ぼすおそれがあるもの。
3. したがって、次の場合は対象外であり、このページには掲載しません。
  - ・県内に流通していないことが明らかなもの
  - ・県内に流通しているも、販売先が特定されている事例
  - ・県内に流通しているも、消費者に販売されていないことが明らかな事例
  - ・表示基準違反のうち、健康への悪影響のおそれがないと考えられるもの

- ・制度の内容、報告様式のダウンロードはこちら...[群馬県食品等回収情報提供システムについて](#)
- ・保健所設置市の情報...[前橋市/食品等回収情報\(前橋市内\)](#)(外部リンク)

[高崎市/自主回収情報\(外部リンク\)](#)

### 回収情報

#### 回収命令による回収情報

現在のところ、ありません。

#### 自主回収情報

- ・「商品名〇〇」(平成△△年〇月■日掲載)
- ・「商品名△△」(平成△〇年△月□日掲載)
- ・「商品名□□」(平成〇〇年□月〇日掲載)

#### 自主回収情報

## 群馬県ホームページ掲載状況

### 年度別掲載集計表

年度	掲載件数						合計 (a)+(b)
	県内 情報 (a)	回 収 命 令	自 主 回 収	県外 情報 (b)	回 収 命 令	自 主 回 収	
18	4	1	3	62	0	62	66
19	8	1	7	107	2	105	115
20	4	1	3	73	5	68	77
21	6	1	5	65	6	59	71
22	5	2	3	38	0	38	43
23	1	0	1	47	0	47	48
24	3	1	2	81	0	81	84
25	1	0	1	7	0	7	8
合計	32	7	25	484	13	471	516



## 全国食品安全自治ネットワーク

- 群馬県ほか2県が提唱した全国の自治体連携。  
食の安全性の確保及び食に対する安心の提供に資する目的
- 設立:平成14年11月
- 参加自治体:47都道府県、3政令指定都市(さいたま市・静岡市・新潟市)  
2中核市(宇都宮市・前橋市)
- 幹事(事務局):群馬県
- ブロック幹事(副幹事):青森県、栃木県、石川県、京都府、島根県、佐賀県
- 事業概要
  - ①全国食品安全自治ネットワーク会議  
年1回開催 自治体間で本音の議論が交わされる
  - ②ホームページ  
「全国食品安全自治ネットワーク ホームページ」
  - ③共同事業  
「くらしに役立つ食品表示ハンドブック」刊行

会議の様子





# 消費者のための「暮らしに役立つ食品表示ハンドブック」

縦割りの典型例としての「食品表示」

食品衛生法

食品衛生面から見た食品表示

JAS法

品質面などから見た食品表示

景品表示法

虚偽・誇大表示の禁止  
など多数の法律が複雑に関係している

⇒ 消費者にとって理解困難

消費者の声を受け作成  
実際のラベルを使いわかりやすい



39万部超のベストセラー



関連法を一元的に解説したハンドブックを作成  
群馬県ではさらに関連法を食品安全局で一元所管